

厚生労働科学研究費補助金(労働安全衛生総合研究事業)

総括研究報告書

## アジア新興国の労働者の安全衛生の取り組み促進の支援に係る ニーズ等の把握のための研究

研究代表者 森 晃爾 産業医科大学 産業生態科学研究所 産業保健経営学・教授

### 研究要旨:

アジアの新興国に対して、各国の産業構造、人口構造、制度や文化などに伴うニーズに合った労働安全衛生に係る支援を行うために、国ごとに存在する支援ニーズを調査することを目的とした3年間の研究期間の最終年度である。

今年度は、調査対象国をベトナムとラオスとした。COVID-19 のパンデミックによって現地訪問が困難な状況であったため、現地専門家に調査項目を明示して調査を委託したうえで、Web 会議機能を用いて内容の確認および支援ニーズに関する議論を行い、その結果をもとに考察した。

ベトナムでは、労働安全衛生法が 2016 年に制定されており、労働安全衛生の確保は、国の基本政策をもとに推進が図られている。事業場には安全衛生担当者の選任を含む業種および従業員数に応じた労働安全衛生体制の確立が求められている。職業性疾患は、難聴や呼吸器疾患が多い。また、企業規模による格差やインフォーマルセクターの問題も存在する。現在のベトナムは、法令の整備に比べて、監督や事業場内の専門人材が不足している状態にある。日本が労働安全衛生法制定後に取り組みを充実してきた経験を共有するとともに、専門人材の養成ニーズの評価およびプログラム開発に対して、貢献の可能性があると考えられる。

ラオスでは、労働安全衛生の国家戦略が策定され、また労働法のもとで労働安全に関する政令が出されている。しかし、労働安全衛生上の課題把握が不十分で、独立した労働安全衛生法の制定に至っていない。また、監督官が大きく不足していること、労働安全衛生の専門家の育成の仕組みが未整備であることなど、様々な課題が存在する。カントリープロフィールの充実や、課題の把握に応じて労働安全衛生法や関係法令の制定といった基盤整備における日本からの貢献の可能性が存在する。また、日本の専門教育機関に中長期の派遣を受入れて専門家育成を図り、それ基盤として教育研修プログラムの開発を支援するなど、人材育成分野において、大きな貢献の可能性があると考えられる。

### 研究分担者

Odgerel Chimed-Ochir 産業医科大学 産業生態科学研究所 環境疫学・講師  
石丸知宏 産業医科大学 産業生態科学研究所 環境疫学・助教

## A. 研究の背景と目的

新興国には明確な定義はないが、一般的には「国際社会において政治、経済、軍事などの分野において急速な発展を遂げつつある国」である。このような国においては、経済の急速な発展によって、先進国が過去に経験したような安全衛生上の問題が発生するとともに、不均衡な発展のための様々な課題も存在することが多い。具体的には、疾病構造が変化すること、労働安全衛生対策への十分な投資が行われないこと、労働安全衛生を担う専門人材が不足することなどである。これらの課題は、日本において1972年の労働安全衛生法制定以来、取り組んできたことであり、多くのプログラム、人材、経験などの蓄積がある。このような蓄積を用いて、日本がアジア地域の新興国への労働安全衛生推進に係る支援を行うことは、地域の労働安全衛生の発展に貢献するとともに、域内での日本の地位向上にもつながる。しかし、そのような支援は各国のニーズに合ったものである必要があり、支援に当たってはニーズ把握が不可欠である。

そこで、アジアの新興国に対して、それぞれの国の産業構造、人口構造、制度や文化などに伴うニーズに合った労働安全衛生に係る支援を行うために、国ごとに存在する支援ニーズに関する調査を行い、安全衛生推進に係る支援の手法を検討する。

3年間の研究期間において、計6か国のアジアの新興国を対象とした調査を計画した。それぞれの国の産業構造、人口構造、制度などに伴うニーズに合った労働安全衛生に係る支援を行うためには、国ごとの労働安全衛生に関連した情報を幅広く収集する

必要がある。事前の文献調査を前提とするも、限られた現地調査期間で効率よく情報を収集するためには、まず、全体として収集したい情報を明確にしたうえで、訪問調査対象機関ごとに期待される収集情報を割り振り、事前に情報提供の依頼を行うことが有効と考えられる。そこで、全体で必要な情報のうち、機関ごとに収集を期待する情報項目を明らかにするためのチェックシートの開発し、それに基づき事前に文献および Web 調査を行い、現地での質問事項を明確にしたうえで訪問することとした。このうち、チェックシートについては、1年目の研究で「アジア新興国の労働安全衛生関連情報の収集チェックシート(アジア新興国情報チェックシート)」を作成している。

3年目に当たる今年度は、ベトナムおよびラオスを対象に調査を実施した。

## B. 方法

両国の調査は、昨年までと同様、文献調査および現地調査を組み合わせる予定であった。

しかし、COVID-19のパンデミックによって現地訪問が困難な状況であったため、現地専門家に調査項目を明示して調査を委託したうえで、Web 会議機能を用いて内容の確認および支援ニーズに関する議論を行った。

## C. 結果

### 1. ベトナムにおける安全衛生の取り組み促進の支援に係る実態及びニーズ調査

ベトナムの人口は約9600万人であり、毎年100万人ずつ増加している。また、人口の7割が35歳以下である。1人当たりのGDPは、3416US\$(2019年)で、経済発展の過程にある。主な産業は、食品加工、衣

料品、繊維などの工業であるが、依然として農業労働者が占める割合が多く総労働力の39.4%を占めている。近年、公衆衛生レベルの改善に伴い伝染性疾患から非伝染性疾患に疾病構造の変化が見られるが、依然として伝染性疾患の課題は小さくない。また、医療従事者の養成にも重点が置かれており、1年間に要請される医師の数は2006年から2017年の期間に3倍に増加しているが、人口1000人当たり0.8人と先進国に比べると十分とはいえない。また、予防医学医師の養成制度もある。

労働安全衛生が2016年に制定されており、安全衛生法制の充実が図られた。法規制においては、主に労働傷病兵社会省と保健省が担っている。事業場には、安全衛生担当者の選任を含む業種および従業員数に応じた労働安全衛生体制の確立が求められており、安全衛生担当者の研修制度も存在する。また、ハイリスクの職場には医師の選任要件も存在する。労働安全衛生の確保は、国の基本政策のもとに推進が図られている。現在は、2021-2030年の国家社会経済発展戦略の一部として推進されている。労働災害の報告数は増加傾向にあるが、労災補償制度が整い、報告頻度が増えたことが背景にあると考えられる。また職業性疾患は、難聴が全体の約60%を占め、その他は呼吸器疾患が多い。労働安全衛生管理の企業規模による格差は大きく、インフォーマルセクターの問題も存在する。

## 2. ラオスにおける安全衛生の取り組み促進の支援に係る実態及びニーズ調査

ラオスの人口は約730万人であり、近隣アジア諸国の中で人口密度が低く、また若年層が多いことが特徴である。近年、徐々に軽工業が増加しているが、依然と

して農業に従事する人口が過半を占めている。公的医療サービスも徐々に充実し、小児死亡率は大きく改善しているが、依然として5歳未満の子供の栄養不良など、多くの公衆衛生上の課題を抱えている。

労働安全衛生に関して、労働社会福祉省の主導のもと、他の省庁とも分担して推進されている。2005年に第1次5か年計画以降、労働安全衛生の国家戦略が策定され、また労働法のもとで労働安全に関する政令が出されている。しかし、独立した労働安全衛生法の制定に至っていないこと、監督官が大きく不足していること、労働安全衛生の専門家の育成の仕組みが未整備であることなどの様々な課題が存在する。また、職業病報告および統計制度が未整備であるため、労働安全衛生上の課題が十分に把握されていない。

## D. 考察

本年度の調査結果に基づき、ベトナムおよびラオスにおける労働安全衛生に関する支援ニーズについて考察する。

### 1. ベトナムにおける支援ニーズ

現在のベトナムは、法令の整備に比べて、監督や事業場内の専門人材が不足している状態にある。日本が1972年の労働安全衛生法制定後に取り組みを充実してきた経験を共有するとともに、専門人材の養成ニーズの評価およびプログラム開発に対して、大きな貢献の可能性があると考えられる。

### 2. ラオスにおける支援ニーズ

Country profileの充実や、課題の把握に応じて労働安全衛生法や関係法令の制定といった基盤整備における日本からの貢献の可能性が存在すると考えられる。

また、労働安全衛生の専門家や事業場内の担当者育成システムの整備を目的として、日本の専門教育機関に中長期の派遣を受入れて専門家育成を図り、それ基盤として教育研修プログラムの開発を支援するなど、人材育成分野においては大きな貢献の可能性がある。

## E. 結論

現地専門家への委託および議論を通して、ベトナムおよびラオス両国の労働安全衛生の実態および支援ニーズの調査を行った。それぞれの国で課題は異なるが、日本の経験の共有およびリーダー育成などの人材養成において、高い支援ニーズが存在すると考えられる。

## F. 研究発表

- 該当なし

# 分担研究報告書